

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみいました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

D-554 抗ARS抗体(皮膚筋炎・多発性筋炎疑い)

《令和8年3月5日新規》

○ 取扱い

原則として、皮膚筋炎・多発性筋炎疑いに対する抗ARS抗体の算定は認められる。

○ 取扱いの根拠

抗ARS抗体は皮膚筋炎・多発性筋炎に特異的な抗体であるため皮膚筋炎・多発性筋炎の診断時には有用な検査である一方、経過観察としての有用性は乏しい。

以上のことから、皮膚筋炎・多発性筋炎に対する抗ARS抗体の算定は認められると整理した。

○ 留意事項

単なる「膠原病（疑い含む）」のみでの算定は認められない。

また、膠原病の診断を確定するための抗体検査は臨床症状や身体所見などより疑い病名の数を経った上で必要なもののみを実施すべきであり多数の疑い病名を記載し抗体検査を網羅的に算定することは療養担当規則により避けるべきである。